

広島県告示第八百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年八月十三日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道小島荒谷線	神石郡神石高原町父木野五〇四九番一〇地先から 神石郡神石高原町父木野五八六八番三七地先まで	令和八年七月二〇日